

令和元年度の特定健康診査、特定保健指導の実績について

まずは、特定健康診査について御報告します。資料 3-2 をご覧ください。1 支払実績は、実際に受診票を発行した特定健診の対象者数と、受診された方の実数になり、年度途中喪失者も含まれています。2 は法定報告件数になりまして、こちらは年度を通して継続加入していた被保険者を対象として特定健診対象者数、受診者数を国に報告する数値になります。全国や市町村国保との比較は法定報告件数を使用しております。

法定報告件数で申し上げますと、特定健診受診率は、平成 30 年度は 45.3%でしたが、令和元年度は 44.5%と、今回も微減となっております。これは引き続き特定健康診査を毎年受診している方の多い、65 歳から 74 歳の被保険者が、75 歳になり、後期高齢者医療に移行していったことに加えまして、3 月分については新型コロナウイルスの影響もあったのではないかと推測しております。未受診者の勧奨につきましては、今年度も業者委託を行い、被保険者の特性に応じた勧奨通知を送付し、受診率向上を目指し取り組んでおります。

次に、特定保健指導の実績について報告いたします。

資料 3-3 2 (2) の保健指導実施状況法定報告数値をご覧ください。平成 30 年 9 月受診分から、特定保健指導のうち、動機付け支援を医師会委託、積極的支援を業者委託としました。動機付け支援は、健診を受けていただいたかかりつけ医より、健診の結果返却時に特定保健指導の初回面接を実施していただいております。積極的支援につきましても、専門業者への委託を行い、対象者が都合に合わせ日時が選択できるよう、より受講しやすい環境を作ることにより実施率の向上を図っております。動機付け支援の実施率は、平成 30 年度の 30.5%が、令和元年度には 40.7%と、大きく上昇しておりますが、積極的支援につきまして、平成 30 年度の 6.8%が、令和元年度には 3.8%と減少しており、合計の実施率は平成 30 年度の 26.4%が、令和元年度には 33.8%と上昇しているものの、第 3 期特定健康診査等実施計画における特定保健指導目標値 60%には程遠い数値となっており、対象についても、改善が見られず同じ人が毎年対象として挙がってきているなどの課題もあるため、引続き、より効果的な実施方法を検討し、実施率の向上に取り組んでまいります。